

扱	新 聞 :
い	ラジヲ・テレビ :

平成 2 2 年度水防月間の実施について

水防月間（昭和 6 2 年度から毎年 5 月（北海道は 6 月）を水防月間）は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として実施しています。

1. 〔運動のテーマ〕
“洪水から守ろうみんなの地域“
2. 〔水防月間の重点〕
 - ①水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及
 - ②水防体制の強化
 - ③河川管理施設の点検整備

上記内容を鑑み、国土交通省四国地方整備局では関係機関と協力して水防月間〔5月1日～31日まで〕の主な行事として、次のとおり実施します。

- ①出水時等の洪水対応演習…平成 2 2 年 5 月 1 8 日、各事務所・県等
- ②重 信 川 水 防 演 習…平成 2 2 年 5 月 2 3 日、重信大橋下流右岸河川敷地
(愛媛県松山市井門町地先)
- ③水防管理団体との連絡会及び重要水防箇所の合同巡視
…平成 2 2 年 5 ～ 6 月中、各事務所・県・市町村等
- ④河川管理施設の点検整備…平成 2 2 年 5 ～ 6 月中、各事務所・県等
- ⑤水 防 研 修 の 実 施…平成 2 2 年 4 ～ 7 月中、各事務所等
- ⑥樋門樋管等操作人会議…平成 2 2 年 4 ～ 6 月中、各事務所
- ⑦ダム放流警報周知会…平成 2 2 年 4 ～ 6 月中、各事務所・県等

平成 2 2 年 4 月 2 8 日

国土交通省 四国地方整備局

本施策は、四国圏広域地方計画「No. 6防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

— 問い合わせ先 —

国土交通省四国地方整備局
水災害予報センター オガラ キヨリ
洪水予測専門官 : 小倉 清紀
☎087-851-8061 (内線 3522)

① 出水時等の洪水対応演習の実施について

本年も梅雨、台風等による出水期が近づいていますが、出水時等の洪水予報水防警報、ダム放流情報、海岸災害・土砂災害・地すべり災害情報等、防災情報の関係機関への迅速及び的確な伝達、連絡を行い、適切な防災体制の万全を期することが極めて重要であります。

このため、国土交通省四国地方整備局では関係機関と協力して、下記により総合的な洪水対応演習を実施することとしています。

※昭和59年より実施。

1. 実施日時

日 時：平成22年5月18日（火）9：00～17：00

2. 参加機関

発信機関	国土交通省(本省河川局、四国地方整備局、管内12事務所2管理所)
	徳島県、高知県、愛媛県、香川県
	独立行政法人水資源機構吉野川局
	電源開発株式会社西日本支店
	四国電力株式会社
受信機関	住友共同電力株式会社
	徳島県下市町村 消防署 警察署など
	高知県下 " " "
	愛媛県下 " " "
	香川県下 " " "

3. 総参加人員

約 1,400名

4. 演習概要

(1) 水防業務の確認及び情報伝達の演習

- ① 実戦に即した関係機関への洪水予報、水防警報等の情報伝達の演習
 - ・わかりやすい防災用語に対応した新洪水予報形式での情報伝達
 - ・伝達の迅速化・ルート多重化（電子メールの活用等）
 - ・市町村、防災関係機関、水防団等との連携・情報の共有
- ② ホットライン（電話）による情報共有の訓練
- ③ 内閣緊急参集チーム協議が開催されるまでの情報伝達の演習
- ④ 河川管理施設等の操作ルール・操作状況確認、及び情報伝達の演習
- ⑤ 河川工事の現場関係者との情報伝達の演習
- ⑥ 地域の的確な判断・行動につながる情報等の提供
- ⑦ 水防活動に関する情報の集約・発信の演習
- ⑧ 堤防決壊時の緊急対策技術資料の活用（直轄）

(2) 洪水予測の演習

- ① 洪水予測（水位予測）の演習。
（ただし、各県においては水位予測体制が整備されている河川の場合のみ実施）
- ② 洪水予測システムの機器故障時における水位予測計算等、危機管理に対応した訓練の実施。
- ③ 洪水予報指定河川をはじめ水位周知河川もはん濫危険水位、はん濫注意水位等への到達情報の周知等についての実践的な取り組みの実施。

(3) 机上洪水対策演習

堤防決壊を想定した洪水被害を最小限に食い止めることを目的とした、洪水対応（被害想定・復旧計画、緊急災起案及び報告、関係機関との調整）取り組みの実施。

(4) 対象河川、ダム

	洪水対応演習（河川）	ダム管理演習																													
対象河川 対象ダム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>演習対象河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉野川 那賀川 物部川 仁淀川 渡川 肱川 重信川 土器川</td> <td>一級8水系の直轄管理区間</td> </tr> <tr> <td>飯野川 新川 金生川 鏡川</td> <td>補助河川のうち四国各県で1河川</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	演習対象河川	吉野川 那賀川 物部川 仁淀川 渡川 肱川 重信川 土器川	一級8水系の直轄管理区間	飯野川 新川 金生川 鏡川	補助河川のうち四国各県で1河川	<p>四国内の河川に設置されている堤高15m以上のゲート操作のあるすべてのダム。</p> <table> <tbody> <tr> <td>多目的ダム</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>直轄ダム</td> <td>7ダム</td> <td rowspan="3">=41ダム</td> </tr> <tr> <td>水機構ダム</td> <td>4ダム</td> </tr> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>30ダム</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>利水ダム</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>5ダム</td> <td rowspan="4">=25ダム</td> </tr> <tr> <td>四電ダム</td> <td>16ダム</td> </tr> <tr> <td>電発ダム</td> <td>3ダム</td> </tr> <tr> <td>住友共電ダム</td> <td>1ダム</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66ダム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	多目的ダム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>直轄ダム</td> <td>7ダム</td> <td rowspan="3">=41ダム</td> </tr> <tr> <td>水機構ダム</td> <td>4ダム</td> </tr> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>30ダム</td> </tr> </tbody> </table>	直轄ダム	7ダム	=41ダム	水機構ダム	4ダム	県管理ダム	30ダム	利水ダム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>5ダム</td> <td rowspan="4">=25ダム</td> </tr> <tr> <td>四電ダム</td> <td>16ダム</td> </tr> <tr> <td>電発ダム</td> <td>3ダム</td> </tr> <tr> <td>住友共電ダム</td> <td>1ダム</td> </tr> </tbody> </table>	県管理ダム	5ダム	=25ダム	四電ダム	16ダム	電発ダム	3ダム	住友共電ダム	1ダム	合計	66ダム	
河川名	演習対象河川																														
吉野川 那賀川 物部川 仁淀川 渡川 肱川 重信川 土器川	一級8水系の直轄管理区間																														
飯野川 新川 金生川 鏡川	補助河川のうち四国各県で1河川																														
多目的ダム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>直轄ダム</td> <td>7ダム</td> <td rowspan="3">=41ダム</td> </tr> <tr> <td>水機構ダム</td> <td>4ダム</td> </tr> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>30ダム</td> </tr> </tbody> </table>	直轄ダム	7ダム	=41ダム	水機構ダム	4ダム	県管理ダム	30ダム																							
直轄ダム	7ダム	=41ダム																													
水機構ダム	4ダム																														
県管理ダム	30ダム																														
利水ダム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県管理ダム</td> <td>5ダム</td> <td rowspan="4">=25ダム</td> </tr> <tr> <td>四電ダム</td> <td>16ダム</td> </tr> <tr> <td>電発ダム</td> <td>3ダム</td> </tr> <tr> <td>住友共電ダム</td> <td>1ダム</td> </tr> </tbody> </table>	県管理ダム	5ダム	=25ダム	四電ダム	16ダム	電発ダム	3ダム	住友共電ダム	1ダム																					
県管理ダム	5ダム	=25ダム																													
四電ダム	16ダム																														
電発ダム	3ダム																														
住友共電ダム	1ダム																														
合計	66ダム																														

(5) 対象海岸、砂防・地すべり

	海岸情報伝達演習	砂防・地すべり情報伝達演習
対象海岸 対象砂防等	高知海岸（直轄工事区域）	吉野川水系及び重信川水系の直轄砂防施行区域 善徳、怒田・八畝地区の直轄地すべり施行区域

② 重信川水防演習の実施について

1. 目的

洪水による水害の発生を未然に防止するため、国土交通省、愛媛県、水防管理団体をはじめとする関係機関が密接な連携のもとに水防活動を行い、「水防工法の習得、情報の伝達、人命の救助」を中心とした訓練を行うものであり、併せて、地域住民にも各自で活動できる水防活動などを体験していただくことで、洪水・高潮等による災害に対する意識を高め、身近な問題として認識してもらうことを目的とします。

※四国水防演習は、昭和59年 吉野川より開始。

※全国では、利根川が昭和27年開始、今年で第59回。

2. 開催日時・場所

・日時 ……平成22年5月23日（日）9時00分～11時00分

・場所 ……一級河川 重信川水系重信川

・演習会場：愛媛県松山市井門町地先
（重信大橋下流右岸河川敷地）

③ 水防管理団体との連絡会及び重要水防箇所合同巡視について

1. 目的

洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、水防に必要な情報の交換等を行うものです。また、整備局と水防団等の幹部との意見交換会についても実施し、情報共有を図ることとしています。

※重要水防箇所・・・洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所

2. 対象河川

一級河川8水系（吉野川、那賀川、土器川、重信川、肱川、仁淀川、物部川、渡川）の内、直轄管理区間を対象

3. 参加機関

国土交通省四国地方整備局（各事務所・各出張所）、県、市町村

4. 実施時期

平成22年5～6月中

④ 河川管理施設等の点検整備について

1. 目的

梅雨、台風等による出水期を迎えるにあたり、河川に設置されている堰、水門、樋門、樋管等の各種施設の機能確保を目的として実施しています。

河川管理施設は河川管理者自らが点検整備を行い、各種施設の作動状況並びに危険と思われる箇所等に関し適切な措置を実施しています。

許可工作物にあつては、工作物管理者の立ち会いのうえ点検整備を行い、改善を要する施設に関して適切な指導監督を行うもので、毎月の定期点検の他、出水期対策として行うものです。

また、県管理河川の維持管理状況について、整備局、県が合同で点検調査を実施します。

2. 対象河川

- ・ 一級河川 8 水系（吉野川、那賀川、土器川、重信川、肱川、仁淀川、物部川、渡川）の内、直轄管理区間
- ・ 県管理河川を対象

3. 実施機関

国土交通省四国地方整備局（各事務所・各出張所）、県及び工作物管理者

4. 実施時期

平成 22 年 5 ～ 6 月中

⑤ 水防研修の実施

1. 目的

被害を最小限にとどめるための水防活動は、河川管理施設整備と併せて地域の安全・安心の確保の為に欠かせないものです。

毎年、出水時に於ける水防活動が円滑に実施できるよう、関係機関及び水防団の水防技術の向上と水防意識の高揚を図るため「水防技術講習会」の開催を推進していきます。

2. 対象河川

一級河川 8 水系（吉野川、那賀川、土器川、重信川、肱川、仁淀川、物部川、渡川）の内、直轄管理区間を対象

3. 実施機関

国土交通省四国地方整備局（各事務所・各出張所）及び関係機関

4. 実施時期

平成 22 年 4 ～ 7 月中

⑥ 樋門 樋管等 操作 人 会 議

1. 目 的

管内の樋門、排水機場等の河川管理施設の操作員に対して、操作方法、操作要領、施設点検、連絡体制等を周知徹底するために、研修（説明）会を開催するものです。

2. 対象河川

一級河川 8 水系（吉野川、那賀川、土器川、重信川、肱川、仁淀川、物部川、渡川）の内、直轄管理区間を対象

3. 実施機関

国土交通省四国地方整備局（各事務所・各出張所）

4. 実施時期

平成 2 2 年 4 ～ 6 月

⑦ ダム 放 流 警 報 周 知 会

1. 目 的

ダム放流に関する連絡・通知の内容及び通知系統等について、ダム管理者、関係機関の双方で周知徹底、理解を深める為に出水期を前に 開催するものです。

2. 対象ダム

国土交通省四国地方整備局管内の直轄、補助、利水ダム

3. 実施機関

国土交通省四国地方整備局、(独)水資源機構吉野川局、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、四国電力(株)等のダム管理者

4. 実施時期

平成 2 2 年 4 ～ 6 月